

## 注記（一般会計等）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### （2）有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

##### ③ 出資金

市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### （3）有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年（建物附属設備含む）

工作物 3年～60年

物品 2年～40年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ  
ています。）

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内の リース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナ ンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

債権の不能欠損による損失に備えるため、不能欠損の実績率等により（又は個別に回収可能性を検討し）、将来徴収不能になると見込まれる額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

##### ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手元現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品又はファイナンス・リース取引の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

土地取得特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等とは、普通会計を対象としています。

③ 出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の取扱い

四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.5	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

87,007 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

範囲 公共施設活用検討委員会において売却予定とされている公共資産

金額 該当なし

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）残高

該当なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,595,971 千円

⑤ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模 14,426,507 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 2,960 千円

将来負担額 20,480,364 千円

充当可能基金額 5,557,645 千円

特定財源見込額 7,868,941 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 11,595,971 千円

⑥ 地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。） 2,390,241 千円

投資活動収支（基金積立金及び基金取崩収入を除く。） △ 954,124 千円

基礎的財政収支 1,436,116 千円

② 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 2 3 3 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているため、対象範囲に差異はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,345,756 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	330,779 千円
未収債権額の増加（減少）	△ 1,063 千円
未払債務額の増加（減少）	318 千円
減価償却費	△ 1,907,570 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	8,369 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	2 千円
資産除売却益（損）	10,027 千円
その他資産・負債等の増加（減少）	51,671 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>838,289 千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上は一時借入金の増減額は含まれていません。一時借入金の限度額は1,500,000 千円です。

⑤ 重要な非資金取引

該当なし